

# 栗山町自治基本条例骨子



平成 24 年 10 月

くりやまの自治基本条例をつくる会

## 目 次

|                           |        |
|---------------------------|--------|
| 条例骨子の構成図 .....            | P1     |
| I 栗山町自治基本条例骨子 .....       | P2～12  |
| 【1】 前文 .....              | P2     |
| 【2】 総則的な事項 .....          | P2～3   |
| 【3】 基本原則 .....            | P3     |
| 【4】 自治の主体                 |        |
| 町民・子どもの参加権利 .....         | P4     |
| 議会 .....                  | P4     |
| 行政 .....                  | P5     |
| 【5】 情報共有のルール・仕組み .....    | P6～7   |
| 【6】 町民参加のルール・仕組み .....    | P7～8   |
| 【7】 住民投票 .....            | P8～9   |
| 【8】 行政運営のルール・仕組み .....    | P9～11  |
| 【9】 コミュニティ活動 .....        | P12    |
| 【10】 交流・連携 .....          | P12    |
| 【11】 条例の見直し .....         | P12    |
| II 条例制定後の町の取組への提案 .....   | P13～15 |
| 【1】 情報共有に関する取組 .....      | P13    |
| 【2】 町民参加に関する取組 .....      | P14    |
| 【3】 第6次総合計画の策定 .....      | P14～15 |
| 【4】 町民による検証・見直しの仕組み ..... | P15    |
| 活動の主な経過 .....             | P16～18 |

### ※別紙資料

町民参加活動報告（懇談会、ワークショップ、町民アンケート）

# 条例骨子の構成図

## I 栗山町自治基本条例骨子

### 【1】前 文

### 【2】総則的な事項

①条例制定の目的 ②条例の位置付け(最高規範性) ③用語の定義

### 【3】基本原則

①情報共有の原則 ②町民参加の原則

### 【4】自治の主体

#### ①町 民

・町民の権利  
・町民の役割

#### ③議 会

・議会の責務  
・議員の責務  
・栗山町議会基本条例

#### ④行政

・町長の責務  
・町長その他執行機関の責務  
・職員の責務

#### ②子どもの参加権利

### 自治のルール・仕組み

#### 【5】情報共有のルール・仕組み

・情報公開 ・個人情報の保護  
・政策づくりプロセスの明確化  
・審議会、委員会などの公開 ・情報の収集及び管理

#### 【6】町民参加のルール・仕組み

・重要課題への参加保障  
・参加機会の充実  
・審議会、委員会などの設置

#### 【7】住民投票

・住民投票制度  
・実施前の公平な情報提供  
・投票結果の尊重

#### 【8】行政運営のルール・仕組み

・総合計画 ・財政運営 ・行政評価  
・行政手続 ・町民意見・要望等への応答  
・行政運営における法務原則 ・危機管理

#### 【9】コミュニティ活動

#### 【10】交流・連携

### 【11】条例の見直し

## II 条例制定後の町の取組への提案

- (1)情報共有に関する取組 (2)町民参加に関する取組 (3)第6次総合計画の策定  
(4)町民による検証・見直しの仕組み

# I 栗山町自治基本条例骨子

## 【1】前文

### 《自治基本条例制定の背景》

栗山町は、明治21年（1888年）に開拓の鋤がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱により幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を重ね発展してきました。その先人が守り育てた歴史や文化、伝統を引き継ぎ、「ふるさとは栗山です」と誰もが誇りを持ち、納得して暮らすことができるまちとするため、栗山町民憲章の理念を尊重し、力強く自治の歩みを進めていかなければなりません。

こうした中、地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大するとともに、少子高齢・人口減少時代の到来、自治体財政規模の縮小などにより、今一度、自治のあり方が問われています。

### 《自治の基本理念》

町民一人ひとりが自治の主体であることをあらためて認識し、議会、行政とともに英知を結集し、それぞれの役割や責務を果たしながらまちを治めていかなければなりません。

主権者である町民の参加による自律した自治を基本理念とし、あるべき自治の姿と仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます。

（※上記の趣旨を踏まえ、条例案前文の検討及び起草が必要です。）

## 【2】総則的な事項

### ①条例制定の目的

“ふるさとは栗山です”とだれもが誇りを持ち、納得して暮らすことができる住民自治の実現のため、

- ◆町民の権利及び役割、議会及び行政の責務を明確にします。
- ◆自律した町政を進めるため、「情報の共有」と「町民参加」を基本とするルールを定めます。

### 【解 説】

自治基本条例の目的は、町民主体の自治の実現です。地方分権の時代に対応し、国の方針などに従うだけでなく、栗山町の自己責任・自己決定による自律的な町政を進めるためには、町民・議会・行政の情報共有を前提とした、町民参加によるまちの意思決定が基本となります。そのために、町民・議会・行政それぞれの役割と責務や、自治の基本的なルール・仕組みを定めることが必要です。

### ②条例の位置付け

- ◆自治基本条例は、栗山町の自治の最高規範であり、町民・議会・行政はこの条例を遵守します。
- ◆町のあらゆる条例や規則などは、自治基本条例の定めに基づきます。

## 【解 説】

- ・自治基本条例は、まちの“憲法”ともいえる最高規範です。栗山町議会基本条例をはじめとする他の条例や規則などの制定、改廃、運用、解釈は、自治基本条例の理念や基本原則に基づいて行われるものです。

### ③用語の定義

- ◆「町民」とは、町内に住所を有する人（住民）、町内で働き又は学ぶ人、町内で活動する法人その他の団体をいいます。
- ◆「町」とは、議会と行政をいいます。
- ◆「町政」とは、議会と行政が担う自治の取り組みをいいます。
- ◆「行政」とは、町長その他の執行機関と、その補助機関である職員をいいます。
- ◆「その他執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。

## 【解 説】

「町民」とは、住民基本台帳に記録された「住民」のほか、町内の事業所で働く人や町内の学校に通学している人、町内で事業活動を営む事業所、社会的な活動を営む法人、団体を広くいいます。

## 【3】 基本原則

### ①情報共有の原則

- ◆町民と町は、町政に関する情報を共有します。
- ◆町の持つ情報は“町民の情報”であり、公開を原則とし、公平・公正にわかりやすく提供します。

## 【解 説】

- ・「情報共有」は、町からの情報だけではなく、町民からの情報発信も重要です。
- ・「わかりやすく」とは、町民にとって理解しやすいものであることを意味します。
- ・町は、町政に関する情報を積極的に提供することが必要です（開かれた町政）。
- ・情報共有により、町民参加が意味あるものになります。

### ②町民参加の原則

- ◆町は、町民の参加を基本とした町政を行います。
- ◆町は、町民が参加できる多様な機会をつくり、その声を十分に尊重します。

## 【解 説】

- ・町民主体の自治を推進していくためには、町民が町政に参加できる多様な機会の充実と、町民の声を十分に尊重した町政が必要です。
- ・町は、町政に関する政策などの計画、実施、評価の各プロセスで、多くの町民が参加し、意見を述べることができるよう、適切な町民参加の仕組みをつくる必要があります。

## 【4】自治の主体

### ①町民

#### （町民の権利）

- ◆町民は、町政に関する情報について知る権利があります。
- ◆町民は、町政に参加し、意見などを述べる権利があります。
- ◆町民は、町政への参加および不参加、または意見などを理由に、不利益を受けることはありません。

#### （町民の役割）

- ◆町民は、積極的に町政やコミュニティ活動に関する情報を得るよう努めます。
- ◆町民は、積極的に町政やコミュニティ活動に参加するよう努めるとともに、自分の発言や行動に責任を持ちます。

### ②子どもの参加権利

- ◆次世代の自治の担い手である子どもは、それぞれの年齢にあった方法で、町政に関する情報を知り、町政に参加する権利があります。
- ◆町民と町は、子どもの年齢に応じて、自主性、主体性を尊重した参加機会の充実を図ります。

#### 【解 説】

- ・「子ども」とは、満18歳未満の青少年、児童生徒、幼児などをいいます。「児童福祉法」や国連「児童（子ども）の権利に関する条約」における「子ども」の対象年齢（18歳未満）に準じています。
- ・子どもの参加も町政に関する情報共有が前提となります。「ふるさと教育」の推進により、学校を含めたあらゆる教育現場の中で、ふるさとを学ぶ機会が重要です。

### ③議会

#### （議会の責務）

- ◆議会は、町民に対する説明責任を果たすため、町政に関する情報の公開と、積極的な提供を行います。
- ◆議会は、多様な手法で町民が町政に参加できる機会を充実します。
- ◆議会は、議員相互の自由な討議を中心に運営し、町民の声を的確に反映した議決を行います。
- ◆議会は、調査活動、立法活動などにより、積極的に政策立案を行います。
- ◆議会は、行政の活動を監視および評価します。

#### （議員の責務）

- ◆議員は、常に町民全体の利益を代表して議会活動をします。
- ◆議員は、自己の能力を高める研さんをします。
- ◆議員は、町政の課題全般に対する町民の意見などを把握し、政策の立案、議会運営に反映します。

#### （栗山町議会基本条例）

- ◆その他、議会に関する必要事項は、栗山町議会基本条例に定めます。

#### ④行政

##### (町長の責務)

- ◆町長は、就任にあたって、この条例の理念の実現をめざし、公正かつ誠実に仕事を行うことを宣誓します。
- ◆町長は、町民の期待に応える知識と能力を持った職員を育成します。
- ◆町長は、自己の能力を高める研さんをします。
- ◆町長は、効率的で町民にわかりやすい組織を編成します。

##### (町長その他執行機関の責務)

- ◆町長その他執行機関は、町民に対する説明責任を果たすため、町政に関する情報の公開と、積極的な提供を行います。
- ◆町長その他執行機関は、多様な手法で町民が町政に参加できる機会を充実します。
- ◆町長その他執行機関は、町民の声を尊重した行政運営を行ないます。

##### (職員の責務)

- ◆職員は、町民の立場に立ち、公平・公正で誠実に仕事を行います。
- ◆職員は、積極的に町民とのコミュニケーションを図り、町民の意見などを日常的に把握します。
- ◆職員は、町民相互の連携を図りながら仕事を行います。
- ◆職員は、自分の仕事に関する専門性を高め、常に仕事の改善を図ります。
- ◆職員は、積極的に所属を超えた横の連携を図ります。

#### 【解 説】

##### (町長の責務)

- ・町長の就任時の宣誓は、時代が変わっても自治基本条例が尊重された町政が行われるために必要なことです。具体的な政策の方針を述べる所信表明や町政執行方針とは目的が異なり、情報の共有と町民参加を基本とする町政運営に向けた姿勢を明らかにするものです。
- ・町長の最も大事な仕事の 하나가、職員の人材育成です。若い年代は総合力を高め、経験年数に応じてマネジメント力や専門性を高めるなど、計画的な育成が必要です。そのためには、研修機会の充実はもちろん、職員のやる気を高める適正な評価と人事配置が必要です。

##### (職員の責務)

- ・職員は、地域の一員でもあり、地域の行事への積極的な参加をはじめ、日頃から町民とのコミュニケーションを図り、町民の立場に立ち、共に自治に取り組む姿勢が大切です。
- ・「仕事に関する専門性」とは、政策形成能力や、法令などの適正な解釈及び事務処理能力のほか、情報収集能力やその情報を適正に評価・検証・活用する能力などを含みます。

## 【5】情報共有のルール・仕組み

### （情報公開）

◆町は、次に定める重要課題については、計画、実施、評価の各段階で関係する情報を適切な方法で、積極的に町民に情報を提供します。ただし、町民の生命や財産を守るうえで緊急を要する場合は除きます。

- (1) 総合計画などの町民生活に影響を与える重要な計画をつくるとき
- (2) 町民生活に影響を与える重要な条例を制定し、改廃するとき
- (3) 公共施設を新設、廃止、または大きな改良をするとき
- (4) 町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき

◆町は、各年度の主要な事業の成果を積極的に町民に公表します。

◆町民は、町に対して、町政に関する情報の開示を請求できます。

◆町は、町民から町政に関する情報の開示を求められたときは、栗山町情報公開条例の定めにより、情報を公開します。

### （個人情報の保護）

◆町民と町は、個人の権利及び利益が侵されることのないよう、栗山町個人情報保護条例の定めにより、個人情報を適正に保護します。

### （政策づくりプロセスの明確化）

◆町は、町民参加の機会や時期など、政策づくりのプロセスを町民に明らかにします。

### （審議会・委員会などの公開）

◆町は、審議会・委員会などの附属機関とこれに類似する会議は原則公開とし、あらかじめ日時や内容などを町民に周知します。

◆町は、会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。

### （情報の収集及び管理）

◆町は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう整理し、保存します。

## 【解 説】

### （情報公開）

- ・「町民の生命や財産を守る緊急を要する場合」とは、自然災害、伝染病、事故などの発生に対し、早急な対応が求められる場合をいいます。
- ・「公共施設」とは、公民館、公園、学校など、町民の一般的利用を目的として管理される施設をいいます。
- ・公共施設の「大きな改良」とは、現状維持のための修繕は除き、利用者に大きな影響があり、施設の根本的な用途や機能に影響するものをいいます。
- ・「町民生活に大きな影響を及ぼす政策等」とは、市町村合併や国や道などが管理する大規模施設の誘致、他市町村と広域で設置する組織及び施設の整備などをいいます。
- ・「主要な事業の成果」とは、例えば町政執行方針における「今年の約束」などをいい、町はその成果に関する情報を積極的に公表します。

### （審議会・委員会などの公開）

- ・会議の公開は、町民と行政の責任ある参加と、議論の質を高めると同時に、町民に対する情報提供にもつながります。

- ・非公開とすることができる会議とは、個人情報扱う場合や、個人や団体の利益を侵す危険性がある場合などが想定されます。

### （情報の収集及び管理）

町の適切な情報管理は、情報の公開や提供、さらには行政内部の情報共有の前提となります。

## 【6】町民参加のルール・仕組み

### （重要課題への参加保障）

◆町は、次に定める重要課題については、計画、実施、評価などの各過程で町民参加の機会を設け、町民の意見を適切に反映します。ただし、町民の生命や財産を守る緊急を要する場合は除きます。

- (1) 総合計画などの町民生活に影響を与える重要な計画をつくるとき
- (2) 町民生活に影響を与える重要な条例を制定し、改廃するとき
- (3) 公共施設を新設、廃止、または大きな改良をするとき
- (4) 町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき

◆町は、重要課題に対する町民の意見などに対しては、その採否と理由を迅速に応答します。

### （参加機会の充実）

◆町は、町民に意見などを求める目的・論点や、聞いた意見などの反映方法をあらかじめ明確にします。

◆町は、町民参加にあたって、事前に必要な情報をわかりやすく提供します。

◆町は、地域・年代・性別などに偏りのない参加機会を設けます。

◆町は、創意工夫により、町民が参加しやすい場を設けます。

### （審議会・委員会などの設置）

◆町は、審議会・委員会などの附属機関とこれに類似する会議の人選にあたっては、公募を原則とし、他の審議会等との重複を必要最小限とします。

### 【解 説】

#### （重要課題への参加保障）

- ・重要課題に対する町民の意見・提案など対しては、町として明確に応答する義務があります。その意見・提案が計画等に反映されたのか、されなかったのか、またその理由についても明らかにします。ただし、主体が特定できない責任の所在が不明なものについては応答の義務はありません。

#### （参加機会の充実）

- ・町民参加の機会は、政策などの必要性から検討するのか、その進め方を検討するのかなど、目的や論点を明確にすることが重要です。
- ・町民参加の機会にあたっては、日時の周知や、関係資料の事前配布など、あらかじめ必要な情報をわかりやすく提供することが必要です。
- ・偏りのない参加機会づくりにおいては、特に若年層の参加機会の充実が必要です。

- ・ 町民が参加しやすい場づくりは、議会と行政が常に創意工夫すべきことです。参加対象となる町民の明確化、町民が日常的に集まる場への訪問や、対象となる町民にあわせた場の設定、意見を引き出す手法など、さまざまな創意工夫が必要です。

### （審議会・委員会などの設置）

審議会・委員会などの人選は、公募を原則とするとともに、課題や状況に応じて、地域、年代、性別のバランスに留意することが必要です。また特定の個人による各審議会などの委員の重複、就任期間は必要最小限とし、多様な町民の参加を求める必要があります。

## 【7】住民投票

- ◆町長は、町政に関する重要な事項について、住民（町内に住所を有する者）の意思を確認するため、住民投票を実施することができます。
  - ◆住民投票の実施にあたっては、住民に対する公平な情報提供を行います。
  - ◆町は、住民投票の結果を尊重します。
  - ◆住民投票の実施に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めます。
- ※住民投票制度には、個別設置型・常設型などの様々なパターンがありますが栗山町にあった制度づくりの検討が必要です。

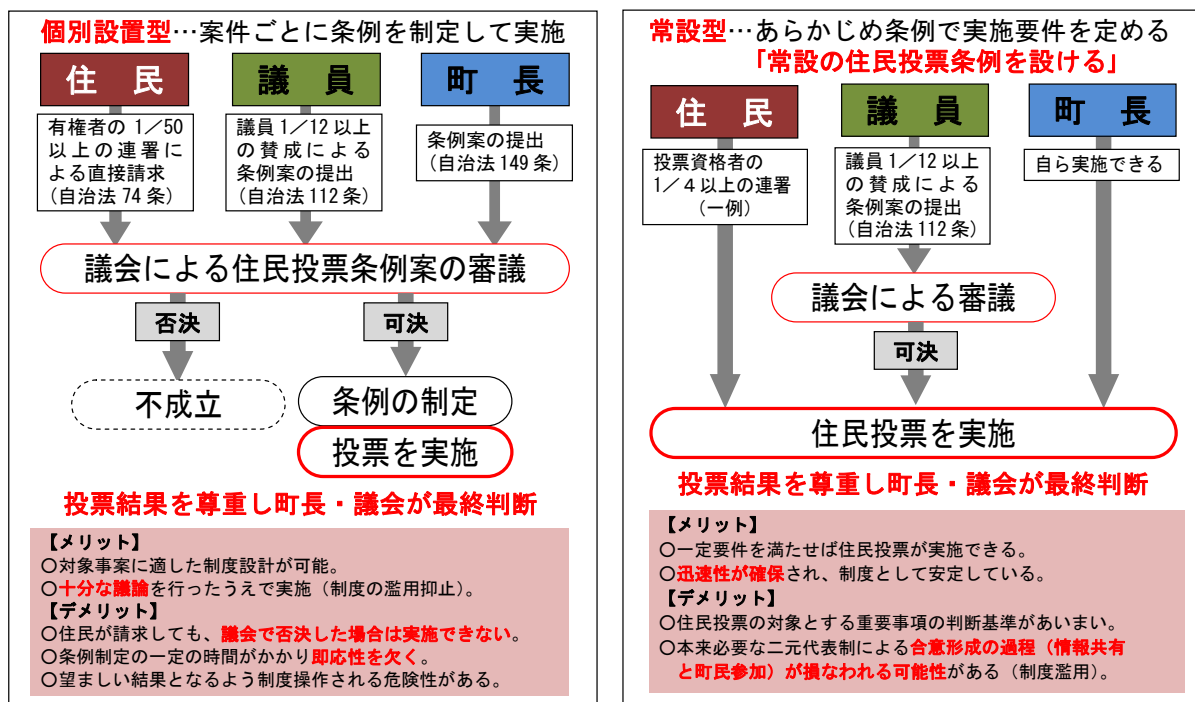
### 【解 説】

- ・ 本来的には、この条例の基本原則である情報共有と町民参加を前提とした、町長・議会の適切な判断による意思決定が基本となりますが、二代表制を補完する町民参加の究極の手法として住民投票を位置付ける必要があります。ただし、まちの規模から、住民投票は町民間に“しこり”を残す危険性があることを理解しなければなりません。
- ・ 町政に関する重要事項とは、
  - ①町全体に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であり、
  - ②住民間又は住民と町の上に重大な意見の相違が認められる状況があり、
  - ③住民に直接その意思を問う必要があるもの。
 のいずれにも該当するものであり、例えば市町村合併や、将来の町政に負担を残す大規模公共事業の実施などが想定されます。
- ・ 次に掲げる事項については、住民投票の対象から除外すべきと考えられます。
  - ①既に法令の規定に基づき、住民投票を行うことができる事項
  - ②特定の住民又は地域にのみ関係する事項
  - ③自治体の事務処理（組織、人事、財務など）に関する事項
  - ④町の金銭徴収に関する事項（税率の引下げ、公共施設使用料など）

### 【参 考】

- ・ 個別設置型、常設型など様々な制度のあり方がありますが、結論には至りませんでした。今後、条例案の制定に向けて、それぞれのメリット・デメリットなどを踏まえ、栗山町独自の住民投票制度の検討が必要です。

## （住民投票制度の一例）



- ・栗山町議会基本条例には、既に個別設置型の規程があり、その条文解釈の明確化とともに、整合性を図る必要があります。

### ※栗山町議会基本条例第4条第9項

「議会は、議会の権限に属する重要な議決事項につき、必要があると認めるときは、当該事項に関する十分な情報公開のもとに、町民による投票を行い、その結果を尊重して議決することができる。この場合において、町民による投票に関する実施の要領は、別に条例で定める。」

## 【8】行政運営のルール・仕組み

### ①総合計画

- ◆町は、最上位計画である総合計画に基づき町政を進めます。
- ◆行政は、各分野の主要な個別計画をつくり、見直すときなどは、総合計画との整合性、体系化を図ります。
- ◆行政は、総合計画づくりにあたっては、十分な情報共有を前提に、素案づくりの段階から町民が参加する機会を充実させます。
- ◆行政は、計画の大きな変更にあっても町民参加の機会をつくります。  
ただし、町民の生命や財産を守る緊急を要する場合は除きます。
- ◆総合計画の機能や作り方の詳細など、必要な事項は、別に総合計画策定条例を定めます。

### 【解 説】

- ・総合計画は、広く町民の参加のもと、限られた財源を有効に活用するため、公共性、選択と集中、費用対効果など、総合的な視点から政策を検討する必要があります。
- ・総合計画は状況にあわせた柔軟な見直しが必要です。基本計画の変更など、計画の大きな変更をする場合は、町民参加の機会を設け、町民の意見などを反映して行う必要があります。

## ②財政運営

- ◆行政は、総合計画に基づく財政計画をつくり、計画的に財政運営を行います。
- ◆行政は、編成過程も含めた予算情報を分かりやすく町民に提供します。
- ◆行政は、予算編成前に町民の意見を聞く場をつくります。
- ◆行政は、町財政の状況・見込みを分かりやすく公開します。

### 【解 説】

- ・最上位計画である総合計画に基づき財政計画をつくり、次世代に責任を果たすため財政のバランスを考慮した政策展開が必要です。予算編成も総合計画の各年度計画に基づき行われます。
- ・予算編成前に、まちづくり懇談会などの機会をとおして、次年度の主要な政策に町民の声を反映する取り組みが必要です。
- ・財政の状況や見通しを、町民、議会、行政が共有する仕組みが必要です。

## ③行政評価

- ◆行政は、効果的・効率的に行政運営をするため、行政評価を実施します。
- ◆行政は、評価結果を予算や事業計画に反映します。
- ◆行政は、行政評価の結果や予算への反映状況を町民に公開します。
- ◆行政は、町民などによる外部評価制度を実施します。

### 【解 説】

- ・評価結果と予算などへの反映状況を、町民にわかりやすく伝える工夫が必要です。
- ・行政評価の実施にあたっては、町が判断する裁量がある「政策的事業」に焦点化するなど、評価結果を着実な改善につなげる実効性のある仕組みづくりが必要です。

## ④行政手続

- ◆行政は、町民の権利利益を保護するため、処分、行政指導、届出に関する手続を定め、透明で公平・公正な行政手続を行います。
- ◆行政は、町民にとってより簡素でわかりやすい行政手続となるよう、常に改善の努力をします。
- ◆行政手続に関する詳細は、栗山町行政手続条例に定めます。

### 【解 説】

- ・インターネットの活用など、行政手続の簡素化に向けた努力が必要です。
- ・町は、国などの関連する手続がある場合についても、町民に対して積極的に情報を提供することも必要です。

### ⑤町民の意見・要望などへの応答

- ◆行政は、日常的な町民の意見・要望などに対して、現場確認など、適正に事実関係を調査・把握したうえで、明確に応答します。
- ◆行政は、意見・要望などへの対応経過を記録に残し、行政内部で共有します。

#### 【解 説】

- ・町民との日常的な対応記録を行政内で共有することにより、根本的な課題の発見と解決につながります。

### ⑥行政運営における法務原則

- ◆行政は、自律した行政運営を進めるため、条例や規則などの制定、改廃を適切に行います。
- ◆行政は、法令などを自主的かつ適正に解釈し、活用します。
- ◆行政は、職員の育成や法務に関する外部機関の活用などにより、法務体制を充実します。

#### 【解 説】

- ・地方分権一括法の施行により、自治体に法令の自主解釈権が認められ、条例制定権が拡充されました。こうした権限を十分に活用して、自主的で適正な法令解釈、条例などの制定や改廃を積極的に行う必要があります。
- ・職員には、法令などを正しく解釈し町民全体のために活用する能力が求められます。
- ・「外部機関の活用」とは、北海道町村会の法務支援室の積極活用、アドバイザーの設置などをいいます。

### ⑦危機管理

- ◆行政は、町民の生命、身体、財産、暮らしの安全を守るため、緊急時を想定した危機管理体制をつくります。
- ◆行政は、自然災害などに備え、緊急時の対応や復旧に関する活動を定める地域防災計画をつくり、これを担う体制づくりや、情報の収集、訓練などを行います。

#### 【解 説】

- ・地震、洪水、火災などの自然災害への対策はもちろんですが、伝染病や凶悪犯罪など多様な危機を想定し、対策に努めることが必要です。
- ・災害を想定した訓練や啓発活動は、町民と町が協力して取り組み、必要な対策を具体的に共有することが必要です。
- ・町民も、自然災害などに自ら備え、発生時には自らを守る努力をし、町民相互に協力し合うように努めることも必要です。

## 【9】コミュニティ活動

- ◆町民は、コミュニティ活動の役割を尊重し、これを守り育てるよう努めます。
- ◆町は、コミュニティ活動の自主性を尊重し、連携を図り、その活動を必要に応じて支援します。

### 【解 説】

- ・「コミュニティ活動」とは、町内会・自治会や、非営利活動団体、ボランティア団体、その他の町民団体による、公共的な目的を持つ活動（町民団体による自治活動）をいいます。
- ・活動の「支援」とは、情報の提供、職員の持つ知識や技能などの提供、運営及び活動への補助金などをいいます。

## 【10】交流・連携

- ◆町は、国や道、他自治体などとの役割分担を明確にし、対等な立場で連携・協力します。
- ◆町は、効率的な町政運営や共通する課題の解決のため、近隣自治体との広域的な連携・協力体制がとれるように努めます。
- ◆町民と町は、自治の確立と発展のために、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果の共有を図ります。

### 【解 説】

- ・国際交流を含めた交流・連携の取り組みは、町にとってのメリットなど、目的を明確に定めたうえで実施すべきものです。また、その成果について広く町民と共有する必要があります。

## 【11】条例の見直し

- ◆町は、4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢などの変化や、自治の実践や経験を踏まえて、この条例の見直しを検討します。
- ◆町は、この条例を見直しするときは、多様な町民参加の機会をつくり、町民の意見等を求めます。

## II 条例制定後の町の取組への提案

### 【1】情報共有に関する取組

#### ①栗山町情報公開条例の検証・見直し

- 自治基本条例の基本原則である「情報共有」の推進のため、町民からの開示請求に基づく手続きに加え、町による積極的な情報公開の観点から、栗山町情報公開条例の検証・見直しが必要です。
- 「情報公開・個人情報保護審査会」の役割や機能を見直し、町による情報共有に関する取組状況の評価、提言機能を持たせるべきです。

#### ②町からの情報提供の工夫

- 町広報やホームページなどを活用した、全町民に対する情報発信は基本ですが、課題に応じて想定される関心層・グループなど、ターゲットを絞った情報提供の取組が必要です。
- 図書館や量販店、イベント会場など、町民が集う場の活用も有効です。
- 情報提供の充実のためには、町民の疑問や関心などを把握する広聴業務の充実が必要です。芽室町の「ホットボイス」の取組のように、日々の身近な町民の声を集め、町が迅速かつ誠実に応えとともに、その対応の記録を、町職員や町民が共有する仕組みが必要です。

##### 芽室町「ホットボイス」

毎月の町広報添付のハガキやホームページを通して、町民の日常的な「意見」「要望」「提案」を受け、町が回答する仕組み。過去の意見とそれに対する回答をデータベース化し、町民と共有している。

- 芽室町ホームページ <http://www.memuro.net/hotvoice/hotvoice.htm>

- 若い世代への情報提供については、フェイスブックや、動画共有サイトなどＩＣＴの有効活用が必要です。

#### ③予算説明書の作成と配布

- 各年度に実施される各事業の目的、前年度実績、財源の内訳、予算編成の過程などを分かりやすく整理した「予算説明書」の配布を検討する必要があります。
- 「予算説明書」の内容は、町が独自に判断して実施する政策的な事業に絞るなど、町民の関心やニーズを把握したうえで、内容の精査と工夫が必要です。

#### ④「ふるさと教育」の推進

- 子どもの参加を推進するためには、「ふるさと教育」の推進により、学校を含めた、あらゆる教育現場の中でふるさとを学び、考える機会の提供が重要です。
- 自治基本条例や議会基本条例を学ぶ副教材の作成などにより、子どもたちがふるさとの自治の仕組みを学ぶ機会の提供も必要です。

## 【2】町民参加に関する取組

### ①町民参加の場づくり

- 年代や関心などに応じて、ターゲットを絞った参加の場づくりが必要です。
- 従来の町民を参集する方法に限らず、町民グループ・団体などが集まる場所に時間を合わせて出向くなど、町民が意見を述べやすい場づくりが必要です。
- 町民の意見を公平に引き出すため、町職員のコミュニケーション能力やファシリテーション能力の向上が必要です。また、会議の場所や参加対象者の選択、日程の設定などをデザインする能力も必要です。  
※ファシリテーション能力…町民参加の場で、町民の発言を上手に引き出し、話の流れを整理するなど、参加者の合意形成や相互理解をサポートすること。
- 若い世代の参加を充実するため、託児場所の設置や日中の開催など、子どもの生活リズムなどにも配慮した参加の場づくりが必要です。

### ②町民参加の仕組み

- ニセコ町の「まちづくりトーク」の取組のように、テーマを限らず、少人数の町民グループの希望に対し、町の取組を説明し、意見を聞く仕組みが必要です。
- 町長と町民が、気軽に情報を伝え合い、話し合いができる場が必要です。
- 芽室町の「ホットボイス」の取組のように、日々の身近な町民の声を集め、町が迅速かつ誠実に応えとともに、その対応の記録を、町職員や町民が共有する仕組みが必要です。

#### ニセコ町「まちづくりトーク」

概ね5人以上の町民グループの希望に応じ、町長や担当者が説明に出向く。テーマ・時間・場所は自由。参加の場であると同時に、町民と行政の情報共有にもつながる仕組み。



### ③子どもの権利に関する条例の検討

- 「ふるさと教育」や子どもの参加機会の実践や経験を重ね、将来的には子どもの権利に関する条例の検討も必要です。

## 【3】第6次総合計画の策定

### ①総合計画の役割と機能

- 総合計画は、予算を伴う行政の事務事業に限らず、民間の社会貢献活動や町民の自治活動なども位置付けた、町民全体の「まちづくり計画」であるべきです。
- 町民が理解できる「まちづくり計画」とするためには、素案づくりの段階から多くの町民が参加し、意見を述べる多様な機会の充実が必要です。

- 総合計画は、国の制度変更や社会情勢に柔軟に対応できる機能が必要です。議決事項である基本計画に定める内容の精査が必要です。
- 総合計画に定める事務事業は、国の法令・制度などで実施が必要なものと、町が判断して独自に実施する政策的事業に分けて整理するなど、町民にとって理解しやすいものとすべきです。
- 総合計画と各分野の基本的な方針を定める計画の整合性が必要です。相互に策定期間や計画期間などが異なるため、関連付けのルールづくりが必要です。

## ②総合計画の策定プロセス

- 総合計画策定にあたっては、全体のプロセスを明確にし、町民がいつ・どこで参加できるのか、その意見などの反映方法を明確にすべきです。
- 地域・性別・年齢・職業などのバランスを意識した参加手法を検討し、多様な町民の意見などを計画に反映する必要があります。
- 町民の意見などに対して、計画への採否とその理由を公表すべきです。
- 議会は、素案作りの段階から一般会議などにより策定に参加する必要があります。
- 最終的には、全世帯が参加するアンケートの実施も検討すべき。

## ③総合計画の変更プロセス

- 総合計画の内容を変更する場合も、一定の基準で町民参加の機会を設けるべきです。例えば、基本計画に定める政策・施策の追加・変更や、大きな財源を伴う事務事業の追加・変更を行う場合など、町民参加を求める基準づくりが必要です。
- 既に計画に予定されている事業であっても、優先順位を上げて実施する場合や、事業費などを拡大して実施する場合などは、一定の基準で町民の参加機会を設けるべきです。

# 【3】町民による検証・見直しの仕組み

- 条例の制定・施行後、町による情報共有や町民参加の取組など、条例の趣旨に沿った町政が進められているか、町民が検証できる仕組みの検討が必要です。
- 美幌町の「自治推進委員会」の設置のように、町民による条例の運用状況の評価・検証、町長への提言、条例見直しの検討などを役割とする機関の設置についても検討が必要です。

## 美幌町「自治推進委員会」

町民委員 10 名以内で構成する町長の付属機関。

- ①条例に基づく制度、町民参加の状況、条例の運用状況に関すること
  - ②条例の見直しに関すること
  - ③美幌町の自治の推進に関する基本的なこと
- について、町長の諮問に対し、または自ら審議し提言することができる。



# くりやまの自治基本条例をつくる会 主な活動経過

| 回  | つくる会日程                       | ステップ                                                                                                                  | 活動内容                                                                                                                                         |                                                                       |                                                            | 行政の動き                                      |                                                  |
|----|------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1  | H23/6/17(金)                  | ①<br>会設置                                                                                                              | ●第1回つくる会<br>・会議の目標設定、設置要綱の検討、代表・副代表の選任                                                                                                       |                                                                       |                                                            | ●職員調査・研究チームの設置<br>●テーマ別研究・論点整理<br>●視察・事例調査 |                                                  |
| 2  | H23/6/30(木)                  |                                                                                                                       | ●第2回つくる会<br>・会議の運営方法、当面の研究テーマ設定について<br>・自治基本条例の意義について                                                                                        |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 3  | H23/7/14(木)                  |                                                                                                                       | ●第3回つくる会<br>「総合計画と財政運営」Ⅰ<br>・町財政状況と総合計画の実態把握 など                                                                                              |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 4  | H23/7/28(木)                  | ②<br>テーマ別研究                                                                                                           | ●第4回つくる会<br>「総合計画と財政運営」Ⅱ<br>・計画の位置付け、役割、策定のプロセス、進捗管理 など                                                                                      |                                                                       |                                                            | ●町広報（元旦号）での情報連載                            |                                                  |
| 5  | H23/8/11(木)                  |                                                                                                                       | ●第5回つくる会<br>「町民参加の仕組み」Ⅰ<br>・行政による町民参加機会の現状と課題<br>・町民による自治活動の現状と課題（町内会、自治区等）                                                                  |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 6  | H23/9/8(木)                   |                                                                                                                       | ●第6回つくる会<br>「町民参加の仕組み」Ⅰ<br>・行政への町民参加のルールについて<br>・町民（地域）自治のルールについて                                                                            |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 7  | H23/9/22(木)                  |                                                                                                                       | ●第7回つくる会<br>「議会運営の実態把握」Ⅰ<br>・栗山町議会基本条例の学習                                                                                                    |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 8  | H23/10/13(木)                 |                                                                                                                       | ●第8回つくる会<br>「議会運営の実態把握」Ⅱ<br>・自治基本条例と議会基本条例の関係性、議会条項の位置付け<br>「町民の定義」（町民、町民等の範囲）                                                               |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 9  | H23/11/8(木)                  |                                                                                                                       | ●第9回つくる会<br>「町民の権利・役割（責務）」「行政（町長・職員）の責務」<br>「住民投票」Ⅰ<br>・住民投票の基本的な論点把握                                                                        |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 10 | H23/11/24(木)                 |                                                                                                                       | ●第10回つくる会<br>先進地視察報告（千葉県流山市、埼玉県所沢市）<br>・住民参加による策定プロセスについて<br>・自治基本条例と議会基本条例の関係について（最高規範性等）                                                   |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 11 | H23/12/21(火)                 |                                                                                                                       | ●第11回つくる会<br>「住民投票」Ⅱ ※酪農学園大学・河合教授助言<br>・道内先進自治体の事例発表（常設型住民投票規程の事例）<br>・常設型または個別設置型の検討<br>・住民投票の手続き（投票の請求、資格者の範囲など）<br>作業チームの編成（平成23年度中の課題解決） |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 12 | H23/12/26(月)<br>チーム別協議       |                                                                                                                       | ③<br>論点（ポイント）整理                                                                                                                              | 《調査・研究T》<br>（課題事項の研究）<br>●情報共有の推進<br>●町民参加の推進<br>●子どもの参加権利<br>●コミュニティ | 《論点整理T》<br>（論点の焦点化）<br>●討議用基礎資料<br>の検討・作成<br>●条例体系の研究      |                                            | 《町民参加検討T》<br>（町民参加機会検討）<br>●講演会の企画立案<br>●町広報原稿検討 |
| 13 | H24/1/12(木)<br>チーム別協議        |                                                                                                                       |                                                                                                                                              |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 14 | H24/1/26(木)<br>チーム別協議        |                                                                                                                       |                                                                                                                                              |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 15 | H24/2/9(木)<br>全体協議<br>チーム別協議 | ●第12回つくる会 チーム別協議の状況報告<br>●調査・研究チーム … 調査研究活動の報告<br>●論点整理チーム … 討議用基礎資料の作成状況について<br>●町民参加チーム … 町民向けセミナー企画提案と協議           |                                                                                                                                              |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 16 | H24/2/23(木)<br>チーム別協議        | 《調査・研究T》<br>●行政運営の諸制度<br>●交流・連携<br>●住民投票制度<br>●議会に関する規程                                                               |                                                                                                                                              |                                                                       | 《町民参加検討T》<br>●講演会の企画立案<br>●町広報原稿検討<br>●平成24年度以降<br>の町民参加手法 |                                            |                                                  |
| 17 | H24/3/8(木)<br>全体協議           | ●第13回つくる会<br>つくる会ワークショップ学習会<br>講師／財団法人日本総合研究所・客員研究員 今井 邦人 氏<br>・流山市、つくば市などにおけるPI活動の実践について<br>・平成24年度のP I活動を考えるワークショップ |                                                                                                                                              |                                                                       |                                                            |                                            |                                                  |
| 18 | H24/3/22(木)<br>チーム別協議        |                                                                                                                       |                                                                                                                                              | 《論点整理T》<br>●討議用基礎資料<br>の検討・作成                                         | 《町民参加検討T》<br>●講演会の企画立案<br>●平成24年度以降<br>の町民参加手法             |                                            |                                                  |

| 回  | つくる会日程      | ステップ         | 活動内容                                                                                                     | 行政の動き         |
|----|-------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 19 | H24/4/5(木)  | ③ 論点(ポイント)整理 | ●第14回つくる会 チーム別協議の状況報告<br>・調査・研究チーム … 調査研究活動の報告<br>・論点整理チーム … 町民公開基礎資料の報告<br>・町民参加チーム … 講演会の開催、P I 活動について | ●職員研修<br>※講演会 |
| 20 | H24/4/11(水) |              | ●くりやまの自治基本条例を考える講演会<br>講師/ニセコ町長 片山 健也氏<br>「情報共有と町民参加～自治基本条例の必要性」                                         |               |
| 21 | H24/4/26(木) |              | ●第15回つくる会 作業チームの編成(P I 活動の実践)<br>・懇談会・アンケート企画チーム<br>・ワークショップ企画チーム                                        |               |
| 22 | H24/5/8(火)  |              | ●町議会との懇談会(一般会議)Ⅰ<br>・自治基本条例の必要性和意義<br>・自治基本条例と議会基本条例の位置付け                                                |               |
| 23 | H24/5/10(木) |              | ●第16回つくる会<br>町長との懇談会<br>・自治基本条例の必要性和意義<br>・情報共有、町民参加、住民投票、行政職員のあり方 など<br>チーム別協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)       |               |
| 24 | H24/5/24(木) |              | ●第17回つくる会<br>P I 活動の共通テーマ設定<br>・自治基本条例の必要性和意義<br>・情報共有と町民参加の必要性和仕組み<br>チーム別協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)         |               |
| 25 | H24/6/7(木)  |              | ●第18回つくる会<br>チーム別協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)<br>・P I 活動計画の確定 ・実施手法の検討                                          |               |
| 26 | H24/6/13(水) |              | ●育児サークル「まめっこ」ワークショップⅠ<br>(子育て世代13名参加 児童センター)                                                             |               |
| 27 | H24/6/14(木) |              | ●第19回つくる会<br>論点整理の追加事項<br>・「町民の定義」「子どもの定義」<br>チーム別協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)                                  |               |
| 28 | H24/6/21(木) |              | ●町議会との懇談会(一般会議)Ⅱ<br>・自治基本条例と議会基本条例の位置付けについて<br>・「情報共有の原則・制度」「町民参加の原則・制度」について<br>・「行政の役割・責務」について          |               |
| 29 | H24/6/22(金) | ④ 町民参加       | ●継立小・中学校関係者との懇談会<br>(関係者17名参加 継立小学校)                                                                     | ●町広報での情報連載    |
| 30 | H24/6/29(金) |              | ●角田・継立・日出町内連合会との懇談会<br>(関係者11名参加 南部公民館)                                                                  |               |
| 31 | H24/7/2(月)  |              | ●WSチーム協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)                                                                              |               |
| 32 | H24/7/12(木) |              | ●第20回つくる会<br>町民アンケート調査の企画 ・「調査方法」「調査項目」など<br>チーム別協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)                                   |               |
| 33 | H24/7/17(火) |              | ●育児サークル「まめっこ」ワークショップⅡ<br>(子育て世代7名参加 児童センター)                                                              |               |
| 34 | H24/7/17(火) |              | ●教育・文化・スポーツ団体関係者との懇談会<br>(関係者8名参加 カルチャープラザ)                                                              |               |
| 35 | H24/7/25(水) |              | ●福祉・ボランティア団体関係者との懇談会<br>(関係者25名参加 総合福祉センター)                                                              |               |
| 36 | H24/7/26(木) |              | ●第21回つくる会<br>論点整理の追加事項・「議会の役割・責務」「住民投票規定」<br>チーム別協議(懇談会・ワークショップ等の計画協議)                                   |               |
| 37 | H24/7/27(金) |              | ●子ども体験ワークショップ ※キッズクラブ<br>(小中学生40名参加 雨煙別小学校)                                                              |               |
| 38 | H24/8/7(火)  |              | ●研修会(町議会研修会への参加)<br>講師/山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏<br>「自治基本条例と住民参加」                                              |               |
| 39 | H24/8/9(木)  |              | ●町議会との懇談会(一般会議)Ⅲ<br>・「議会及び議員の責務」について<br>・「住民投票制度」について                                                    |               |
| 40 | H24/8/10(金) |              | ●栗山町内連合会との懇談会<br>(関係者11名参加 総合福祉センター)                                                                     |               |
| 41 | H24/8/22(水) |              | ●研修会(町議会研修会への参加)<br>講師/法政大学法学部教授 廣瀬 克哉 氏                                                                 |               |

●条例策定委員会

|    |             |            |              |                                                          |               |               |
|----|-------------|------------|--------------|----------------------------------------------------------|---------------|---------------|
| 42 | H24/8/23(木) | ④町民参加<br>↓ | ⑤骨子提案作成<br>↓ | ●第22回つくる会<br>報告書（骨子提案）の検討<br>チーム別協議（懇談会・ワークショップ等の計画協議）   | ●条例策定委員会<br>↓ | ●職員研修<br>※説明会 |
| 43 | H24/9/6(木)  |            |              | ●第23回つくる会<br>報告書（骨子提案）の検討<br>チーム別協議（懇談会・ワークショップ等の計画協議）   |               |               |
| 44 | H24/9/13(木) |            |              | ●第24回つくる会<br>報告書（骨子提案）の検討<br>チーム別協議（懇談会・ワークショップ等の計画協議）   |               |               |
| 45 | H24/9/14(金) |            |              | ●青年団体とのワークショップ<br>（青年団体関係者18名参加 雨煙別小学校）                  |               |               |
| 46 | H24/9/20(木) |            |              | ●第25回つくる会<br>町民アンケート結果の報告<br>報告書（骨子提案・条例制定後の町の取組への提案）の検討 |               |               |
| 47 | H24/9/20(木) |            |              | ●第26回つくる会<br>報告書（骨子提案・条例制定後の町の取組への提案）の検討                 |               |               |
| 48 | H24/10/3(水) |            |              | ●町長への提言書の提出（役場会議室）                                       |               |               |



## 栗山町自治基本条例骨子

平成 24 年 10 月

くりやまの自治基本条例をつくる会

|     |     |     |
|-----|-----|-----|
| 代 表 | 高 橋 | 慎   |
| 副代表 | 菊 池 | 鉄 男 |
|     | 大 沼 | 英 明 |
|     | 小 林 | 弘 和 |
|     | 冬 野 | 大 希 |
|     | 尾 崎 | 政 春 |
|     | 青 木 | 隆 夫 |
|     | 井 田 | 一 恵 |
|     | 永 田 | 英 隆 |
|     | 田 中 | 秀 典 |
|     | 清 水 | 滋 子 |
|     | 菰 野 | 佳 記 |

(順不同)